フリーダムゲリラ
Freedom Guerrilla

1969年6月27日発行
NO 13

自由と変革の
ための
遊撃戦線
FG

★大学立法を粉砕せよ！
★安保条約を粉砕せよ！
★たたかう全共闘を再建せよ！

大学立法を粉砕し学園闘争の再度の高揚をかちとれ!!

四・二七大学治安立法粉砕全都統一行動に結集したすべての先進的学友諸君！

政府ブルジョアジー＝文部省が我々にかけてきている攻撃は一体どのような内容を持つものなのかを検討する必要があるだろうと考える。

大学立法の内容

文部省の大学紛争収拾臨時措置法案の内容は次のようなものである。一、大学紛争のすみやかな収拾を図るため、大学の自主的な努力を支援するための措置を定め、大学の教育・研究の正常な実施を確保することを目的とする。一、この法律でいう大学紛争とは大学の施設、設備の占拠、封鎖、破壊あるいは暴行、傷害、監禁、脅迫等によって大学の教育・研究あるいは管理運営機能が非常に阻害されている状態をいう。一、紛争状態にはいった大学の学長は、ただちに文相に報告、一ケ月間自主的に収拾へ努力する。一、紛争が一ケ月以上続く大学については、文相はその大学の意見をきき、大学正常化委員会にはかって紛争大学の認定を行う。紛争大学は臨時運営委員会を置き、臨時運営委員会は学長が文相と協議して評議会、教授会などにかわりそれぞれの権限を行使する。学長は臨時運営委にはかって一時休校や校内への立ち入り禁止などの措置をとることが出来る。文相は入試その他の重要事項について協議を命じ大学正常化委の意見をきいて、収拾のしかたを勧告する。一、六ケ月以上紛争が収拾できないときは、文相は学長の意見をきき、大学正常化委にはかって一時閉校を命ずることができる。一時閉校となった大学は学外者を加えた再建委員会を置き、再建委員会は評議会、教授会などにかわってその全権限を行う。大学は一時閉校中、閉鎖期間を修業年数に数えず、授業料を徴収せず、教官給与の一部をカットすることなどの措置がとれる。一、文相は六ケ月間一時閉校しても紛争が収拾できない場合、再建委の意見をきき、大学正常化委にはかって必要な措置をとる。一、公私立大学の設置者が、その大学が紛争校であると申し出たときは、文相は大学正常化委にはかって前項に準じた措置をとるように指示することができる。一、大学正常化委は文相の諮問機関とし、紛争大学の臨時運営委の設置、一時休校、一時閉校などをするべきかどうかを審議、紛争解決のあっせんを行う。一、五年間の時限立法とする。

この臨時措置法案は、中教審答申に完全にそい、帝国主義的秩序の維持を目的としたものである。政府自民党は、七五日間の大幅会期延長により是が非でもこの法案を成立させようという決意を示している。

だが、各大学における学生のストライキ突入や社共等の大学立法反対の動きのために政府側はかなりの後退をせざるをえなくなっている。しかし、このような動きを手離しでよろこべるだろうか。かつての大管法闘争の際には労働者はついにこの闘争に参加しなかった。それはこの攻撃が大学にのみかけられたものとしてしか把握できなかったことにある。

しかし、七〇年階級闘争を目前にした現在提出されたこの大学措置法案に対して、われわれは全人民的な課題として闘いをいどまねばならない。

なぜならば一、七〇年安保に向けての先進的革命的学生戦線の弾圧である。第二、この法案の意図するもっとも重要なこととして、学生戦線を労働者戦線・大衆から分断することによって労働者大衆の闘争を擬似デモクラシーの枠の中に封じこめる。

以上の二点にみられるとうり、この法案は単に学生弾圧のためにのみ登場したのではない。学生を「暴徒」として大衆に位置づけ、法によってとりしまることによって先進的労働者の闘いの先鋭化を労働者戦線の内部からつき崩してゆくという悪辣な意図のもとに、措置法案はわれわれの前に提出されているのだ。したがってこの闘争はまさに全人民的に闘われなければならない。

このような状況の中で日共＝民青は、一応大学立法反対を叫んでいる。彼らは、大学立法によって「トロツキスト」が排除されることはまことによいことだろう。彼らの論理は、このような大学立法を粉砕することによって引き出された「全共闘＝トロツキスト一派を追い出せ」というようなみごとなすりかえによって支えられている。我々は決して彼らを頼みとすることはできない。

労学市民の連帯を

成立があやぶまれている大学立法に反って我々が最も注目しなければならないのは、四・一二の岡山大警官死亡事件を具体的契機とした「新文部次官通達」である。「大学校内で、学生の暴力行為等により刑事上の事件が発生し、または発生するおそれがある場合には、大学は警察当局と緊密な連絡をとり、学内秩序を確保するためすみやかに適切な措置を講ずるよう積極的に努力すること。とくに人の生命、身体に対する危害または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、その他警察当局が公共の安全と秩序の維持上緊急と認めて大学校内において、所要の措置をとる場合には、適切な協力体制をとること」というものである。

この通達には、全国学園闘争が粘り強く、新たな局面を迎えることに対する自民右派の強い危機感をみることができる。さらに国有財産取扱い規定（訓令）を手直ししていることもこの危機感のあらわれである。また同規定は、国有の管理について文相がとくに必要と認めるときは学長に必要な措置を指示できるようにしたことと、国有財産の管理について大学の学務局長の権限を強め明文化したことである。

新文部次官通達と訓令は治安対策として、大学闘争を文部大臣＝政府が「取り締る」方向を明確にした。一月東大で公然となった全共闘と政府文部省の敵対関係を制度化し、根拠を与えたものである。

一部の大学を除いて闘争を一切収拾できなかったばかりか各地で更に火の手があがっている事実と、臨時措置法の手ぬるさを感じてさらに反動化している自民党右派は個別私案と称する「学園秩序維持法案」を出してきた。その内容は、①大学生は大学施設を占拠、封鎖したり、暴力行為に使われる物件を校内に搬入、保管してはならない。また[redacted]強要、自由の拘束をして い。——封鎖・占拠なし ようか。またこれは大学 一切否定している。② の行為をした学生を懲戒処分しなければならない。——大学側に処分権があるのか。③ 学生が[illegible]凶準等々で起訴された場合一年間の停学を命じなければならない。——これはまさに日大で起った[illegible]に対するデッチ上げで逮捕された学生を退学させたように、全国大学の日大化である。

このような政府・自民党の真の意図を表わして

全ての学友諸君！　政府ブルジョアジーの反動攻勢（通達、防衛法等）は、大学において機動隊を導入し、我々先進的学生の闘争を圧殺せんとしている。これに対して我々は全国全都全共闘の大衆的決起により、個別大学秩序を粉砕しつつ、安保粉砕沖縄解放に向けて労学市民の連帯により闘いを押し進めていかなければならない。